資料 1

諮問第460号環水大土発第1705092号平成29年5月9日

中央環境審議会会長 武 内 和 彦 殿

環境大臣山本公



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき 環境大臣が定める基準の設定について(諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(2,4-ij)クロロフェノキシ)酢酸イソプロピルアンモニウム(別名 2,4-Dイソプロピルアミン塩又は 2,4-PAイソプロピルアミン塩)、(2,4-ij) クロロフェノキシ)酢酸エチル(別名 2,4-Dエチル又は 2,4-PAエチル)、(2,4-ij) クロロフェノキシ)酢酸ジメチルアンモニウム(別名 2,4-Diy チルアミン又は 2,4-PAジメチルアミン)及び(2,4-ij クロロフェノキシ)酢酸ナトリウム一水化物(別名 2,4-Dナトリウム塩一水化物又は 2,4-PAナトリウム塩一水化物)

[メチル(オキソ) $\{1-[6-($ トリフルオロメチル)-3-ピリジル]ェチル $\}$ $-\lambda^6-$ スルファニリデン]シアナミド (別名スルホキサフロル)

3-(3, 4-ジクロロフェニル) -1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニュロン)

ドデシルベンゼンスルホン酸ビスエチレンジアミン銅錯塩 (Π) (別名DBED C)

(別紙2)

Nー [1, 1-ジメチルー2-(4-イソプロポキシー<math>o-トリル) -2-オキソエチル] -3-メチルチオフェンー2-カルボキサミド (別名イソフェタミド)

7ーオキサビシクロ [2.2.1] ヘプタン-2,3ージカルボン酸二カリウム塩(別名エンドタール二カリウム塩)及び7ーオキサビシクロ [2.2.1] ヘプタン-2,3ージカルボン酸二ナトリウム塩(別名エンドタール二ナトリウム塩)

2- [8-クロロ-3, 4-ジヒドロ-4-(4-メトキシフェニル) -3-オキソキノキサリン-2-イルカルボニル] シクロヘキサン-1, 3-ジオン (別名フェンキノトリオン)

2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート(別名フロメトキン)

N- (トリクロロメチルチオ) フタルイミド (別名ホルペット)

平成30年1月12日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会(第61回) 資料

中環審第969号平成29年5月12日

中央環境審議会 土壌農薬部会 部会長 岡田 光正 殿



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年5月9日付け諮問第460号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌 農薬部会に付議する。

諮問第475号 環水大土発第1801051号 平成30年1月5日

中央環境審議会会長 武 内 和 彦 殿

環境大臣中川雅



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき 環境大臣が定める基準の設定について(諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2)別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-9-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]-9-アザビシクロ[3.3.1]ノナン(別名アシノナピル)

S-メチル=ベンゾ [1, 2, 3] チアジアゾールー7-カルボチオアート(別名アシベンゾラルS-メチル)

(RS) - 2 - (4 - イソプロピル - 4 - メチル - 5 - オキソ - 2 - イミダゾ y > -2 - イル) キノリン -3 - カルボン酸(別名イマザキン)

(2RS, 3RS; 2RS, 3SR) - 2 - (4-クロロフェニル) - 3 - シクロプロピル-1 - (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) ブタン-2 - オール (別名シプロコナゾール)

1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-メ チルカルバモイル-3-{[5-(トリフルオロメチル)-2*H*-テトラゾー ル-2-イル]メチル}ピラゾール-5-カルボキサニリド(別名テトラニリ プロール)

O-2, 6-ジクロロ-p-トリル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名トルクロホスメチル)

(RS) - 4 - (4 - クロロフェニル) - 2 - フェニル - 2 - (1H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - イルメチル) ブチロニトリル (別名フェンブコナゾール)

ナトリウム= $2-\{2-\rho$ ロロー3-[2-(1,3-i)]オキソランー2-1ル) エトキシ[2-(1,3-i)] - 3-1 - オキソシクロヘキサー1-1 ンー1-1 - オラート (別名ランコトリオンナトリウム塩)

(別紙2)

S-メチル=ベンゾ [1, 2, 3] チアジアゾール-7-カルボチオアート (別名アシベンゾラルS-メチル)

エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別名デスメディファム)

(S) $-\alpha$ - ν γ - γ -

5ーメチルー1, 2, 4ートリアゾロ[3, 4-b][1, 3]ベンゾチアゾール(別名トリシクラゾール)

3, 4-ジヒドロ-2, 4-ジオキソ-1-(ピリミジン-5-イルメチル) -3-(α , α , $\alpha-$ トリフルオロ-m-トリル) -2 H-ピリド [1, 2-a] ピリミジン-1-イウム-3-イド (別名トリフルメゾピリム)

N-(3,5-ジクロロフェニル)-1,2-ジメチルシクロプロパン-1,2-ジカルボキシミド(別名プロシミドン)

S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル=O, O-ジメチル=ホスホロジチオアート(別名マラチオン又はマラソン)

1, 1ージメチルピペリジニウム=クロリド(別名メピコートクロリド)

中環審第1010号平成30年1月9日

中央環境審議会 土壌農薬部会 部会長 岡田 光正 殿



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成30年1月5日付け諮問第475号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

IM.